平成２８年（フ）第５７３４号
東京都品川区旗の台２丁目８－４－404
破産者　鉄本　真也
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７３８号
東京都足立区西保木間４丁目12－３－1103
破産者　岩舘　健一
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７４７号
東京都練馬区関町東１丁目８－26　チェリーハウス３号室
破産者　梶田　智規
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７４８号
東京都練馬区関町東１丁目８－26　チェリーハウス３号室
破産者　梶田　理恵
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７８７号
埼玉県川口市西川口３丁目15－２－703
破産者　今井　智子
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２９号
愛知県豊川市伊奈町舞々辻112番地121
破産者　ケイエム株式会社
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１３２１号
横浜市中区元浜町３丁目21番２号
破産者　有限会社サーパス
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４９２号
石川県加賀市山代温泉11の２番地１、従前の住所東京都中央区日本橋２丁目６番６号
破産者　北國リゾート株式会社（旧商号株式会社ホテル百万石）
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９６号
静岡県沼津市大岡2226番地の３
破産者　株式会社コットンロード
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１７０５号
名古屋市中川区野田１丁目149番地　久田アパート202号
破産者　浅野　真美
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７０７号
名古屋市中村区中島町１丁目115番地　タウンハイツ中村203号、従前の住所静岡県浜松市北区引佐町金指1486番地の20
破産者　平山　侑汰
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９０８号
名古屋市東区泉１丁目14番23号
破産者　株式会社モテナ
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４３１号
北九州市門司区鳴竹１丁目14番33号
破産者　有限会社アイテック
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６４０号
千葉県船橋市三山９丁目39番７号
破産者　有限会社不二美サービス商会
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６４１号
千葉県習志野市大久保３丁目15番19号
破産者　達林　正敏
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７１２号
千葉市中央区寒川町１丁目144番地の２
破産者　ｕｎ　Ｓｏｕｒｉｒｅ株式会社
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７１３号
千葉市中央区今井町1384番地５　カトレア蘇我207号
破産者　高木　善英
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７４３号
千葉県浦安市当代島３丁目６番12－201号
西脇マンションＢ棟
破産者　加藤　麻美（旧姓小林）
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３６号
千葉市稲毛区長沼原町785ビラ・イケノベ３号館101
破産者　有限会社リバース
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３７号
千葉市稲毛区園生町1366番地１　ウィズ稲毛301号
破産者　松本　　潔
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２６２号
千葉県千葉市中央区道場北２－６－13　ヒルズ東千葉202、住民票上の住所横浜市中区富士見町１番地３　今一ビル406号室
破産者　福岡伸一郎
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係